高知県部活動ガイドラインについて (令和6年3月)



【公立中学校 生徒・保護者向け】

高知県教育委員会

部活動の活動時間、休養日について



- ◆休養日は、週当たり原則 2日(平日1日、休日1日)以上です。
- ◆活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度の週 11 時間程度 (朝練習含む) です。

活動にあたっては、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような休養日及び活動時間となることが大切です。

合同チームでの活動について

◆合同チームでの活動において、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日の両日に活動し、平日に2日以上の休養日を設定することもできます。

(※合同チームとは、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、近隣の中学校と合同でチームを編成することです。)

ただし、大会前等の期間(1ヶ月半程度)とし、同じ顧問が土日とも指導することがないことなど、 生徒・教員ともに負担とならないような要件を満たす場合に限ります。

なお、恒常的に土日の活動を行うことがないように、参加大会の精査が必要です。

(拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とすることができます。)



拠点校部活動について

- ◆在籍する学校に希望する部活動がない場合等、近隣の学校に希望する部活動があり、拠点校部活動として活動していれば、近隣の学校(拠点校)で部活動をすることができます。
- ◆令和6年度から県中体連の大会へ拠点校部活動として参加することが可能となります。

拠点校部活動の実施の有無や活動日等の詳細については、各学校及び各市町村(学校組合)教育 委員会にお問い合わせください。

地域クラブ活動について

- ◆地域クラブ活動 (地域移行) とは、『学校部活動から移行した活動 (狭義) だけでなく、学校以外で地域が担う活動』です。
- ◆これまで学校に希望する部活動がないため、大会等へ参加できないこともありましたが、地域クラブとして各市町村(学校組合)教育委員会へ申請し、認められれば地域クラブとして県中体連主催大会へ参加できます。

※学校部活動ではないため、けが等を補償する保険や賠償責任保険などに加入することが必要です。

これまでの「学校での部活動」だけでなく、これからは「合同チーム」や「拠点校部活動」、また「地域クラブ活動」など、学校や地域の実情に沿った形態で活動することが考えられます。



